

## 春日井市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害の軽減を図るため、旧基準木造住宅の耐震補強設計又は耐震改修工事を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 次の要件を全て満たすものをいう。

ア 市内にある木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう。）を含む。）に限り、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）

イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

ウ 階数は2階建て以下のものであること。

(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市が実施する無料耐震診断

イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断

(3) 判定値 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値

イ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による上部構造

## 評点の最小値

(4) 耐震改修等事業 この要綱に定めるところによって行われる旧基準木造住宅について実施される次に掲げる設計又は工事をいう。

ア 耐震補強設計 一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得したコンピュータソフトの精密診断法による木造住宅の診断プログラムその他市長が認めるプログラムを利用して行う設計をいう。

イ 耐震改修工事 別表に定める地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事等を含む改修工事をいう。

(5) 事業者 補助の対象となる木造住宅の耐震改修等事業を実施する者をいう。

(6) 申請者 この要綱に定めるところにより補助金の交付を受け、耐震改修等事業を実施しようとする者をいう。ただし、次条に規定する補助対象者が複数存在する場合は、そのうちの1名を申請者とする。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 旧基準木造住宅を所有する者又は当該者の同意を得て耐震改修等事業を実施する親族であること。

(2) 市税を滞納していない者であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### (補助事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が行う次のいずれかに該当する耐震補強設計又は耐震改修工事とする。

(1) 第2条第2号ア又はイ（平成17年度以前に実施したものを除く。）において判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とする耐震補強設計又は耐震改修工事。（耐震補強設計又は耐震改修工事に着手する前の判定値に0.3を加算した数値以上とする設計又は工事に限る。次号において同じ。）

(2) 第2条第2号イ（平成17年度以前に実施したものに限る。）において得点が80点未満と診断された旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とする耐震補強設計又は耐震改修工事。

2 前項の規定にかかわらず、同一敷地内において、過去にこの要綱又は次の各号に掲げる要綱に規定する補助金の交付を受けている場合は、補助の対象としない。ただし、この要綱に規定する耐震補強設計の補助金の交付を受けた後に、耐震改修工事の補助金の交付を受ける場合を除く。

(1) 春日井市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成18年4月1日廃止）

(2) 春日井市非木造住宅・建築物耐震改修等事業補助金交付要綱（平成20年7月1日施行）

(3) 春日井市木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱（平成25年4月1日施行）

(4) 春日井市木造住宅除却費補助金交付要綱（平成30年4月1日施行）

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、

耐震補強設計に要する費用（以下「耐震補強設計費」という。）並びに別表に定める耐震補強工事及び附帯工事に要する費用（以下「耐震改修工事費」という。）とする。この場合において、確定申告の際に交付申請額に係る消費税相当額を、仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税額から控除する場合には、当該消費税相当額分を減額した額を補助対象経費の額とする。

（補助金の額）

第6条 次の各号に掲げる設計又は工事における1戸当たり（長屋建て又は共同住宅の場合は1棟当たり）の助成額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 木造住宅耐震補強設計

耐震補強設計費の3分の2以内の額(200,000円を限度とする。)

(2) 木造住宅耐震改修工事

次に掲げる額の合計額。

ア 耐震改修工事費の5分の4以内の額（1,150,000円を限度とする。）ただし、春日井市耐震シェルター整備費補助金交付要綱の補助金の交付を受けた住宅の場合は、助成額から春日井市耐震シェルター整備費補助金交付要綱に基づく補助金の交付金額を差し引いて得た額をこの要綱に基づく助成額とする。

イ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額。（以下「特別控除の額」という。）

2 補助金の交付金額は、前項に規定する助成額から特別控除の額を差し引いて得た額とする。

3 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第7条 耐震補強設計に係る申請者は、規則第3条の規定にかかわらず、補助事業に係る契約を締結する前に、春日井市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 木造住宅耐震診断の結果報告書の写し
- (2) 昭和56年5月31日以前着工の住宅であることを確認できる書類
- (3) 案内図
- (4) 耐震補強設計費見積書の写し
- (5) 市税の滞納のない証明書（市税の滞納のないことの確認が可能な場合は、申請者の同意を得て省略することができる。）
- (6) 所有者の同意を証する書面（所有者が申請者のみの場合は省略することができる。）

2 耐震改修工事に係る申請者は、規則第3条の規定にかかわらず、補助事業に係る契約を締結する前に、春日井市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号、第2号、第5号及び第6号の書類
- (2) 次の事項を記載した耐震改修工事計画書
  - ア 案内図、平面図及び立面図
  - イ 補強計画図その他補強方法を示す図書
  - ウ 耐震改修前後の建物についての耐震診断の総合評価（建築士である旨の表示及び記名のあるものに限る。）

(3) 耐震改修工事費見積書の写し

3 耐震補強設計の補助金の交付を受けた住宅と同一の住宅について耐震改修工事の補助金を申請するときは、耐震改修工事の補助金の申請は、耐震補強設計の補助金に係る規則第10条の通知を受

けた後に行わなければならない。この場合において、耐震補強設計の補助金の申請又は実績報告に当たり提出したものと相違がない場合に限り、前項第1号の書類（第1項第1号及び第2号の書類に限る。）及び第2号ウの書類の添付を省略することができる。（申請の取下げのできる期間）

第8条 規則第5条の市長が定める期日は、交付決定を受けた日から起算して10日を経過する日とする。

（地位の承継）

第9条 申請者が死亡した場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で補助事業を行う意思があるときは、市長に届け出て地位を承継することができる。

2 申請者は、破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合は、申請者の承継人が交付決定のあった内容で補助事業を行う意思があるときに限り、市長に届け出て地位を承継することができる。

3 前2項の規定に基づき、地位の承継を受けようとする者は、春日井市木造住宅耐震改修等事業補助金地位承継届（第2号様式）に地位を承継する者であることを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

4 申請者は、第1項若しくは第2項又は第13条第1項の規定に基づく補助金の受領を委任する場合を除き、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（中間検査）

第10条 市長は、必要と認める場合においては、耐震改修工事の工程を指定し、中間検査を実施することができる。

2 市長は、前項の中間検査を行った結果、当該耐震改修工事が適切に実施されていないと認める場合には、当該耐震改修工事が適

切に実施されるよう申請者に指導するものとする。この場合において、申請者が指導に従わない場合は、市長は、補助金交付決定を取り消すことができる。

(実績報告)

第 11 条 木造住宅耐震補強設計費補助事業の申請者は、当該事業が完了したときは、規則第 9 条の規定に基づき、当該事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い期日までに、補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 設計費請求書又は領収書の写し（事業者の発行したものに限る。）
- (3) 第 7 条第 2 項第 2 号に規定する耐震改修工事計画書
- (4) 建物調査の内容が確認できる写真
- (5) 建築基準法の規定による確認済証の写し（同法第 6 条第 1 項の適用を受けるものに限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 木造住宅耐震改修費補助事業の申請者は、当該事業が完了したときは、規則第 9 条の規定に基づき、当該事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い期日までに、補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負等契約書の写し
- (2) 工事費等請求書又は領収書の写し（事業者の発行したものに限る。）

- (3) 耐震改修工事の内容が確認できる工事写真
  - (4) 耐震改修工事が耐震改修工事計画書に基づき施工されたことを証する書面（建築士である旨の表示及び記名のあるものに限る。）
  - (5) 建築基準法の規定による検査済証の写し（同法第6条第1項の適用を受けるものに限る。）
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （補助金の交付方法）

第12条 補助金は、規則第10条の規定に基づき補助金の額を確定した後、申請者（申請者が次条第1項の規定により事業者に補助金の受領を委任した場合にあっては、当該事業者）の請求に基づいて交付するものとする。

（補助金の受領の委任）

第13条 申請者は、事業者に補助金の受領を委任するときは、補助金の交付の申請から実績報告までの間に、春日井市木造住宅耐震改修等事業補助金受領委任払申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助金の交付を決定し、かつ、前項の申請を承認したときは、その旨を春日井市木造住宅耐震改修等事業補助金受領委任払承認通知書（第4号様式）により、申請者及び事業者に通知するものとする。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 春日井市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成 15 年 6 月 24 日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の公共的行催事における露店等の出店届出要綱、春日井市防災工事資金融資あっせん要綱及び春日井市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の公共的行催事における露店等の出店届出要綱、春日井市防災工事資金融資あっせん要綱及び春日井市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の春日井市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 10 月 24 日から施行する。
- 2 改正後の春日井市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の規定

は、平成25年10月24日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の春日井市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の規定は、令和8年4月1日以後の申請に係る補助金について適

用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

別表（第5条関係）

耐震改修工事

区分	耐震補強工事	附帯工事
<p>総合判定において必要耐力（<math>Q_r</math>）を低減させることを目的とした工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤改良工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根工事</li> <li>・木造躯体工事（屋根・壁の軽量化を図るもの及び床面積を減ずるもの）</li> <li>・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。）</li> <li>・撤去部分の復旧工事</li> </ul>
<p>総合判定において建物の強さ（<math>P</math>）の評価を向上させることを目的とした工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造躯体工事</li> <li>・基礎工事（土工事を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。）</li> <li>・撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事）</li> </ul>
<p>総合判定において劣化度（<math>D</math>）の評価を向上させることを目的とした工事</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造躯体工事（劣化部材の取替え）</li> <li>・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。）</li> <li>・撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事）</li> </ul>
<p>その他の補強工事</p>	<p>上記のほか、耐震性能を向上させるものとして市長が認める工事</p>	<p>上記のほか、耐震性能を向上させる工事に附帯するものとして市長が認める工事</p>

第1号様式（第7条関係）

（第1面）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所  
申請者  
氏 名

春日井市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請書

春日井市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

補助対象事業	<input type="checkbox"/> 耐震補強設計 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事（耐震補強設計費の補助を受ける住宅に係る工事） <input type="checkbox"/> 耐震改修工事（耐震補強設計費の補助を受けない住宅に係る工事）
交付申請額	円
事業の名称	
地名地番	春日井市
耐震補強設計費補助事業	添付書類 (1) 木造住宅耐震診断の結果報告書の写し (2) 昭和56年5月31日以前着工の住宅であることを確認できる書面 (3) 案内図 (4) 耐震補強設計費見積書の写し (5) 市税の滞納のない証明書（市税の滞納のないことの確認が可能であり、申請者が同意をする場合は、省略することができる。） (6) 所有者の同意を証する書面（所有者が申請者のみの場合は省略することができる。）

耐震改修費補助事業	工事内容	<input type="checkbox"/> 建築基準法に基づく確認申請を必要とする <input type="checkbox"/> 建築基準法に基づく確認申請を必要としない
	添付書類	(1) 木造住宅耐震診断の結果報告書の写し (2) 昭和 56 年 5 月 31 日以前着工の住宅であることを確認できる書面 (3) 次の事項を記載した耐震改修工事計画書 ア 案内図、平面図、立面図 イ 補強計画図その他補強方法を示す図書 ウ 耐震改修前後の建物についての耐震診断の総合評価（建築士である旨の表示及び記名のあるものに限る。） (4) 耐震改修工事費見積書の写し (5) 市税の滞納のない証明書（市税の滞納のないことの確認が可能であり、申請者が同意をする場合は、省略することができる。） (6) 所有者の同意を証する書面（所有者が申請者のみの場合は省略することができる。）

- 補助対象経費に係る消費税額については、消費税額及び地方消費税額の仕入税額控除を行いませんので、消費税額を補助対象経費に含めて申請します。
- 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にある者ではありません。
- 

## 同意書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

住所

申請者

氏名

印

生年月日

年 月 日

私は、春日井市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請に係る受給資格確認のため、市が納税状況について照会することに同意します。

## (第2面)

建築時期	年 月					
床面積	1階	m <sup>2</sup>		2階	m <sup>2</sup>	
耐震診断	実施事業名 (該当を○ で囲む。)	ア 春日井市が行う無料耐震診断 ( 年度実施) イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが行う耐震診断 ( 年度実施)				
	診断者	氏名				
		資格	愛知県木造住宅耐震診断員 第 号			
	判定値	1階	X方向		Y方向	
		2階	X方向		Y方向	
補強計画 注1	補強前の 判定値	1階	X方向		Y方向	
		2階	X方向		Y方向	
	補強後の 判定値	1階	X方向		Y方向	
		2階	X方向		Y方向	
	設計者	氏名				
		資格	( )級建築士( )登録 第 号			
		事務所 名称	( )知事登録 第 号			
補助対象経費	円					
補助事業 完了予定期日	年 月 日					
耐震改修工事 着手予定時期 <sup>注2</sup>	年 月					

注1 耐震補強設計費補助事業は補強前及び補強後の判定値欄を空欄とする。

注2 耐震補強設計費補助事業は工事着手予定時期を記入する。

第2号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所  
申請者  
氏 名

春日井市木造住宅耐震改修等事業補助金地位承継届

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のありました春日井市木造住宅耐震改修等事業補助金の交付に係る地位を、次のとおり承継するので、届け出ます。

所在地	春日井市	
申請者	変更前	住所 氏名 電話 ( )
	変更後	住所 氏名 電話 ( )
承継の理由		
承継の年月日	年 月 日	

※ 添付書類

地位を承継する者であることを証する書類

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所  
申請者  
氏 名

春日井市木造住宅耐震改修等事業補助金受領委任払申請書

私は、次の者に春日井市木造住宅耐震改修等事業補助金の請求及び受領の権限を委任します。

耐震補強設計費補助事業

耐震改修費補助事業

事業者の所在地

名 称

代 表 者 氏 名

連 絡 先

春日井市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱に基づき、申請者が実績報告を行った後に、補助金を請求することに同意します。

第 年 月 日 号

様

春日井市長

春日井市木造住宅耐震改修等事業補助金受領委任払承認通知書

年 月 日に申請のありました春日井市木造住宅耐震改修等事業補助金受領委任払について、次のとおり承認したことを通知します。

なお、申請者が第3条に規定する補助対象者でなくなった場合及び申請の取下げをした場合は、この通知を取り消すこととなりますので御了承ください。

1 補助金の受領を委任した申請者

- (1) 住 所
- (2) 氏 名

2 補助金の受領を受任した事業者

- (1) 所在地
- (2) 名 称